

諮問番号：令和２年度諮問第２７号  
答申番号：令和２年度答申第３４号

## 答 申 書

### 第１ 審査会の結論

〇〇〇長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して平成３１年３月１日付けで行った特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号。以下「法」という。）に基づく特別児童扶養手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

### 第２ 審査関係人の主張の要旨

#### １ 審査請求人

審査請求人の子（以下「本件児童」という。）は、精神障害者保健福祉手帳２級を所持しており、日常生活全般において支援が必要な心身状態である。また、〇〇〇役所での長期間の事務遅延により、１１か月をも経過する中で、著しく状態悪化の現状であるにも関わらず、「却下」との内容を安易に受け入れることはできない。早い段階で却下及び非該当との結果が判明していれば、本件児童の状態が明らかに非該当とは程遠く、介護量が増大している状況であったため、再び申請を行う事が検討できたものである。本件処分の取消しを求める。

#### ２ 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第３ 審理員意見書の要旨

#### １ 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

#### ２ 審理員意見書の理由

（１）審査請求人が、平成３０年４月２３日に手当認定請求の際に処分庁に提出した、同年４月１７日付けの特別児童扶養手当認定診断書（以下「本件診断書」という。）によれば、①障害の原因となった傷病名「注意欠陥多動性障害」、③合併症「精神障害 自閉スペクトラム症」と記載され、⑦知能障害



主張書面等の提出期限：1月29日

口頭意見陳述申立期限：1月29日

令和3年1月29日 第1回審議

令和3年2月25日 第2回審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 法令等の規定

#### (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律

第2条 この法律において「障害児」とは、20歳未満であつて、第5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう。

2-4 (略)

5 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

第5条 手当の支給要件に該当する者（以下この章において「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（中略）の区域内に住所を有する受給資格者については、当該指定都市の長）の認定を受けなければならない。

2 (略)

第39条の2 この法律（中略）の規定により都道府県、市又は福祉事務所を管理する町村が処理することとされている事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

#### (2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「施行令」という。）

第1条 (略)

2 (略)

3 法第2条第5項に規定する障害等級の各級の障害の状態は、別表第三に定めるとおりとする。

別表第三（第1条関係）

1級	一一八 九 十 十一	(略) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの (略)
----	---------------------	---

2級	一十四	(略)
	十五	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	十六	精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	十七	(略)

備考 (略)

(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則(昭和39年厚生省令第38号)

第1条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(中略)第5条の規定による特別児童扶養手当(中略)の受給資格及びその額についての認定の請求は、特別児童扶養手当認定請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類等を添えて、これを都道府県知事(地方自治法(中略)第252条の19第1項の指定都市(中略)の区域内に住所を有する受給資格者については、当該指定都市の長。(中略))に提出することによつて行わなければならない。

一 (略)

二 支給対象障害児が法第2条第1項に規定する状態にあることに関する医師又は歯科医師の診断書(後略)

三一七 (略)

(4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第三における障害の認定について(昭和50年9月5日児発第576号厚生省児童家庭局長通知。以下「本件通知」という。)(抜粋)

別紙 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第三における障害の認定要領

1 この要領は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(中略)別表第三に該当する程度の障害の認定基準を定めたものであること。

2 障害の認定については、次によること。

(3) 内科的疾患に基づく身体の障害及び精神の障害の程度の判定にあつては、現在の状態、医学的な原因及び経過、予後等並びに日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度等を十分勘案し、総合的に認定を行うこと。

イ 2級

令別表第三に定める「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」とは、他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難であるものをいうものであ

ること。

例えば、家庭内の極めて温和な活動はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものである。

(4) 障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則に定める様式第2号）（中略）によつて行うが、これらのみでは認定が困難な場合には必要に応じ療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は必要な検診等を実施したうえ適正な認定を行うこと。

(6) 各傷病についての障害の認定は、別添1「障害程度認定基準」により行うこと。（後略）

### 3 障害の状態を審査する医師について

(1) 都道府県又は指定都市においては、児童の障害の状態を審査するために必要な医師を置くこと。

## 別添1 特別児童扶養手当 障害程度認定基準

### 第7節／精神の障害

精神の障害による障害の程度は、次により認定する。

#### 1 認定基準

精神の障害については、次のとおりである。

障害の程度	障害の状態
1級	(略)
2級	精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもを1級に、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもを2級に該当するものと認定する。

精神の障害は、多種であり、かつ、その症状は同一原因であっても多様である。

したがって、認定に当たっては具体的な日常生活状況等の生活上の困難を判断するとともに、その原因及び経過を考慮する。

#### 2 認定要領

精神の障害は、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分（感情）障害」、「症状性を含む器質性精神障害」、「てんかん」、「知的障害」、「発達障害」に区分する。（後略）

#### D 知的障害

- (1) 知的障害とは、知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に持続的な支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にあるものをいう。
- (2) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

障害の程度	障害の状態
1級	(略)
2級	知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの

なお、この場合における精神発達遅滞の1級と2級の程度を例示すれば、標準化された知能検査による知能指数がおおむね35以下のものが1級に、おおむね50以下のものが2級に相当すると考えられる。

- (3) 知的障害の認定に当たっては、知能指数のみに着眼することなく、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断する。（後略）
- (4) 日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。

#### E 発達障害

- (1) 発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものをいう。
- (2) 発達障害については、たとえ知能指数が高くても社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために日常生活に著しい制限を受けることに着目して認定を行う。

また、発達障害とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いを行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。

- (3) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

障害の程度	障害の状態
1級	(略)



(4) 令和元年5月8日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

### 3 判断

(1) 法第5条第1項の規定による特別児童扶養手当認定は、法定受託事務であり、法第2条第5項及び施行令別表第三に基づき本件通知が示されている。現在、本件通知は、地方自治法第245条の9に基づく処理基準に該当し、特別児童扶養手当認定処分の審査基準として拘束力を有する。

もともと、処理基準は、地方公共団体が個別案件について一定の措置をとるべき旨の個別具体的な法的拘束力を有するものではない。

(2) 本件通知によれば、施行令別表第三に定める障害等級2級の「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」とは、他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難であるものと示されている。例えば、家庭内の極めて温和な活動はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものである。

また、障害の認定については、特別児童扶養手当認定診断書によることとされており、処分庁が本件診断書に基づいて本件処分を行ったことに違法又は不当な点はない。

(3) 本件診断書において、本件児童は、「⑦知能障害等」は「知能指数又は発達指数」が「IQ76」で「軽度」と判定されている。「⑧発達障害関連症状」は「1 相互的な社会関係の質的障害」及び「4 その他（不注意）」とあり、「⑨意識障害・てんかん」、「⑩精神症状」及び「⑪問題行動及び習癖」の欄は、「問題なし」と判定されている。また、「⑬日常生活能力の程度」では前記2(2)カのとおり、全ての項目が「自立」あるいは「問題なし」と判定されており、具体的な記載として「生活動作は概ね自立している。しかし物忘れ多く片付けが困難であり、金銭管理も自己で難しいためサポートを要する。」と記載されているものの、諸症状を総合的に判断すると、日常生活能力の程度はほとんど自立していると認められる。

本件児童は、知能指数又は発達指数が「IQ76」で知的障害の判定が「軽度」とされているから、本件診断書作成時点において、特別児童扶養手当認定の2級の知的障害の程度（知能指数がおおむね50以下）であるとは認められない。

したがって、本件児童の障害が、施行令別表第三の障害2級の認定基準である「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」には該当しない。

(4) 本件児童の障害の程度を判断するに当たり、本件通知以外の基準を採用すべき特段の事情は見受けられず、その障害の程度が本件診断書の内容と異

なるとの事情も認められない。

また、認定請求から本件処分まで10か月以上経過したことは、重大な  
手続違反とは認められない。

したがって、本件処分は違法又は不当なものではない。

よって、本件審査請求は、棄却すべきである。

大阪府行政不服審査会第2部会

委員（部会長） 針原 祥次

委員 衣笠 葉子

委員 野田 崇